

こんなときは、**NOSAI**へ連絡をお願いします



詳細はHPへ

- ◎樹園地に被害が発生したとき。
- ◎伐採、高接等樹園地の植栽内容に変更が生じたとき。
- ◎その他、加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。

果樹共済へのご加入にあたって

この説明書は、果樹共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業保険事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAIおよび国で行っています。NOSAIと国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け減収が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生を通知を怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAIが引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

<金融商品販売法に係る重要事項説明書>

お問い合わせ先

名称	住所	TEL・FAX番号	対象エリア
中部グループ			
前橋支所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館1階)	TEL 027-254-2070 FAX 027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231 伊勢崎市東町2668-1 (伊勢崎市あずま支所2階)	TEL 0270-62-9915 FAX 0270-20-2241	伊勢崎市・玉村町
西部グループ			
高崎支所	〒370-0084 高崎市菊地町563	TEL 027-344-2181 FAX 027-344-2184	高崎市 (高崎市吉井町を除く)・安中市
藤岡支所	〒375-0014 藤岡市下栗須124-6 (多野藤岡広域市町村圏振興整備組合2階)	TEL 0274-24-3730 FAX 0274-24-2426	藤岡市・高崎市吉井町・神流町・上野村
富岡支所	〒370-2316 富岡市富岡2486-7	TEL 0274-62-2450 FAX 0274-63-3541	富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町
北部グループ			
渋川支所	〒377-0203 渋川市吹屋384 (渋川市子持行政センター2階)	TEL 0279-26-2600 FAX 0279-26-2601	渋川市・吉岡町・榛東村
中之条支所	〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	TEL 0279-75-2005 FAX 0279-75-2559	中之条町・東吾妻町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村
沼田支所	〒378-0044 沼田市下之町904-5	TEL 0278-23-5110 FAX 0278-23-0169	沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村
東部グループ			
太田支所	〒370-0341 太田市新田金井町29 (太田市新田庁舎1階)	TEL 0276-20-9199 FAX 0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1 (みどり市農林業センター1階)	TEL 0277-76-9181 FAX 0277-76-9185	桐生市・みどり市
館林支所	〒374-0029 館林市仲町14-1 (館林市民センター1階)	TEL 0276-75-3311 FAX 0276-75-3318	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町
本所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館)	TEL 027-251-5631 FAX 027-253-7767	県下全域

(2021年)



果樹共済



ぐんまちゃん 2020-100387

群馬県 / 群馬県農業共済組合



ノーサイくん

～農業保険への加入をおすすめします～

果樹園の経営において、一番の不安は自然災害による収穫量の減少ではないでしょうか。特に、近年では異常気象の増加により被害の発生が心配されます。そのため、損失の補填を果樹共済および収入保険が担っています。

両制度とも、農業保険法に定められた果樹農家の経営安定のための制度であり、災害対策の柱として、国も補償に必要な掛金額の一部を負担する仕組みとなっています。

NOSAIでは、不慮の災害を受けたときには、その損失が補填され安定した農家経営が続けられるように、果樹共済または収入保険へ加入していただくことをおすすめしています。

※果樹共済に自動継続特約が付加できるようになりました。

※青色申告の農業者には収入保険をおすすめします。

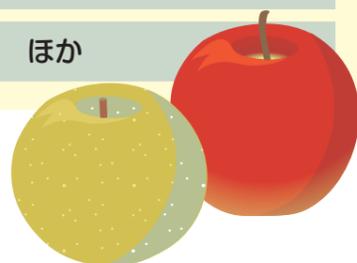
加入できる果樹は？

りんご・なしについて加入いただけます。

- それぞれの樹種で品種の収穫期ごとに早生・中生・晩生と分けて「**類区分**」を設定しています。また、同一の類区分の中で、価格差の大きい品種が含まれている場合には、さらに「**細区分**」を設定しています。

【類区分一覧表】

樹種	類区分	細区分	品 種 名
りんご	1類(早生)		つがる・さんさ・おぜの紅 ほか
		2類(中生)	1群 陽光・秋映・紅将軍 ほか
		2群 あかぎ・昂林・紅玉・紅鶴 ほか	
	3類(晩生)	1群 富士・新世界・ぐんま名月・シナノスイート ほか	
		2群 シナノゴールド・王林・スリムレッド ほか	
	なし	1類(早生)	
2類(中生)			豊水・廿世紀・新星・南水 ほか
3類(晩生)			新高・新興・愛宕・晩三吉 ほか



半相殺減収総合方式

農家の類区分ごとに損害を把握して、果実の減収が3割を超えた場合に共済金が支払われる方式です。

加入できるのは？

- 類区分ごとに5アール以上の栽培面積がある農家の方が加入できます。※栽培しているすべての園地に加入していただきます。

どんな災害が対象になるの？

共済事故

自然災害



台風



ひょう



霜



地震

※その他気象上の原因による災害

火災



病虫害



鳥獣害



加入方式と補償期間は？

半相殺減収総合方式の種類

方式	補償限度割合	付保割合(補償割合)	補償額(共済金額)	補償期間
短縮方式	70% 60% 50% } から選択	70% 60% 50% 40% } から選択	標準収穫金額 × 付保割合	発芽期からその年の果実の収穫まで

※選択した方式・付保割合に応じて補償額(共済金額)を算定します。

※付保割合は**NOSAI**が補償する最高限度額を定める割合です。

※標準収穫金額は、品種・樹齢等に応じて計算された標準収穫量に1kg当たり価額を乗じて算出したものです。

掛金はどれくらい？

農家が負担する掛金は、掛金総額の半分です。国が半分を負担します。また、防災施設が設置してある場合は、掛金が割り引きされます。

例 りんご補償額100万円で試算した掛金の目安

●短縮方式に加入する場合

掛金総額 49,000円	
農家負担掛金 24,500円 (50%)	国庫負担掛金 24,500円 (50%)

●多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 49,000円		
農家負担掛金 15,925円 (32.5%)	国庫負担掛金 15,925円 (32.5%)	多目的ネット割引 17,150円 (35%)

例 なし補償額100万円で試算した掛金の目安

●短縮方式に加入する場合

掛金総額 73,300円	
農家負担掛金 36,650円 (50%)	国庫負担掛金 36,650円 (50%)

●多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 73,300円		
農家負担掛金 18,325円 (25%)	国庫負担掛金 18,325円 (25%)	多目的ネット割引 36,650円 (50%)

【防災施設ごとの割引率】

樹種	防災施設	防風ネット	防ひょうネット	防鳥ネット	多目的ネット	防霜ファン	防蛾灯
りんご		5	-	-	35	5	-
なし		5	30	5	50	5	5

- ※複数の防災施設が設置してある場合は、合算した割引率が適用になります。
- ※一部園地に設置してある場合は設置園地のみ割引対象となります。
- ※割引率を適用した園地において、被害発生時に防災施設が設置されていなかった場合には、対象事故に係る減収量は分割されます。
- ※掛金率は農家ごとに設定されます。

被害が発生したら？

品種ごとの収穫期に、収穫量の調査を行います。被害が発生したら**NOSAI**へ連絡してください。

●損害評価方法



①被害概況調査

被害発生の都度、被害地域の見回り等により、被害状況を調査し損害評価の準備を行います。



②収穫期着果数調査

収穫期に被害申告のあった樹園地の着果数を調査します。



③果実品質調査

収穫期着果数調査時に、着果している果実の品質について調査します。



④果実重調査

収穫期に調査樹園地内の果実で、大きさが中庸と見られるものを20粒以上抽出し、平均果実重を調査します。

■損害評価の基準となる“基準収穫量”は全樹園地の園地条件・肥培管理・隔年結果状況および損害評価実績を加味し標準収穫量を調整し決定します。

共済金の計算は？

類区分ごとの収穫量調査により、損害割合を算出し共済金を支払います。

共済金の支払例

●補償額（共済金額）1,000,000円で、損害割合50%の場合

$$\text{共済金} 290,000\text{円} = 1,000,000\text{円} \times \text{支払割合} 29\%$$

※共済金は「損害割合」に応じた「支払割合」によって算出されます。

【損害割合別支払割合】

損害割合	31	41	50	60	70	80	90	100
半相殺方式	1	16	29	43	57	71	86	100

半相殺特定危険方式（令和3年産までで廃止）

農家の類区分ごとに損害を把握して、特定の災害による果実の減収が2割を超えた場合に共済金が支払われる方式です。

加入できるのは？

- 類区分ごとに5アール以上の栽培面積があり、合計で20アール以上の栽培面積がある、5年以上の栽培経験のある農家の方が加入できます。
- 3種類の災害を対象とし、農家ごとに引受方式を選択できます。
※栽培しているすべての樹園地について加入していただきます。

どんな災害が対象となるの？

暴風雨



最大風速13.9m/s以上、または最大瞬間風速20.0m/s以上の暴風による果実の減収が対象です。

ひょう害



降ひょうによる果実の減収が対象です。

凍霜害



降霜・凍傷による果実の減収が対象です。

加入方式と補償期間は？

半相殺特定危険方式の種類

方式	補償 限度割合	付保割合 (補償割合)	補償額 (共済金額)	補償期間
暴風雨方式	80%	80%	標準収穫金額 × 付保割合	発芽期からその年の果実の収穫期まで
ひょう害方式		70%		
暴風雨・ひょう害方式		60%		
暴風雨・ひょう害・凍霜害方式		50%		
		40%		

から選択

※選択した方式・付保割合に応じて補償額（共済金額）を算定します。

※選択した方式によって対象となる災害が異なります。

※付保割合はNOSAIが補償する最高限度額を定める割合です。

※標準収穫金額は、品種・樹齢等に応じて計算された標準収穫量に1kg当たり価額を乗じて算出します。

※樹園地の類区分ごとに補償する樹園地特定危険方式についてはP.9を参照してください。

掛金はどれくらい？

農家が負担する掛金は、掛金総額の半分です。国が半分を負担します。また、防災施設が設置してある場合は、掛金が割り引きされます。

例 りんご補償額100万円で試算した掛金の目安

- 暴風雨・ひょう害・凍霜害方式に加入する場合

掛金総額 36,400円	
農家負担掛金 18,200円 (50%)	国庫負担掛金 18,200円 (50%)

- 多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 36,400円		
農家負担掛金 5,460円 (15%)	国庫負担掛金 5,460円 (15%)	多目的ネット割引 25,480円 (70%)

例 なし補償額100万円で試算した掛金の目安

- 暴風雨・ひょう害・凍霜害方式に加入する場合

掛金総額 57,600円	
農家負担掛金 28,800円 (50%)	国庫負担掛金 28,800円 (50%)

- 多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 57,600円		
農家負担掛金 8,640円 (15%)	国庫負担掛金 8,640円 (15%)	多目的ネット割引 40,320円 (70%)

【防災施設ごとの割引率】

樹種	加入方式	防災施設				防霜ファン
		防風ネット	防ひょうネット	多目的ネット	防霜ファン	
りんご	暴風雨	40	-	80	-	
	ひょう害	-	-	85	-	
	暴風雨・ひょう害	25	-	80	-	
	暴風雨・ひょう害・凍霜害	20	-	70	20	
なし	暴風雨	40	-	80	-	
	暴風雨・ひょう害	20	40	80	-	
	暴風雨・ひょう害・凍霜害	20	30	70	20	

※一部園地に設置してある場合は設置園地のみ割引対象となります。

※割引率を適用した園地において、被害発生時に防災施設が設置されていなかった場合には、対象事故に係る減収量は分割されず。

※割引率は農家ごとに設定されます。

被害が発生したら？

被害の発生の都度、品種ごとに、減収量の調査を行います。
被害が発生したら **NOSAI** へ連絡してください。

● 損害評価方法



①被害概況調査

被害発生の都度、被害地域の見回り等により、被害状況を調査し損害評価の準備を行います。



②損傷歩合調査

摘果終了前の被害発生の都度、損傷花(果)数の損傷歩合を調査します。



③基準着果数調査

摘果終了後、基準収穫量を決定します。



④落果数調査

摘果終了後から収穫期までの被害発生の都度、被害による落果数および落果した果実の品質について調査します。



⑤収穫期着果数調査

収穫期に、被害申告のあった樹園地の着果数を調査します。



⑥果実品質調査

収穫期着果数調査時に、着果している果実の品質について調査します。
(収穫果、調整果、被害果に区別します。)

■ 損害評価の基準になる“基準収穫量”は、被害の発生の有無に関わらず、全樹園地について摘果終了後に着果数を調査し、決定着果数に平均果実重を乗じて決定します。

共済金の計算は？

類区分ごとに減収量調査により、損害割合を算出し共済金を支払います。

共済金の支払例

● 補償額(共済金額) 1,000,000円で、損害割合50%の場合

$$\text{共済金} 380,000\text{円} = 1,000,000\text{円} \times \text{支払割合} 38\%$$

※共済金は「損害割合」に応じた「支払割合」によって算出されます。

【損害割合別支払割合】

損害割合	21	31	40	50	60	70	80	90	100
半相殺方式	1	14	25	38	50	63	75	88	100

地域インデックス方式

農家ごと統計単位地域ごとに基準収穫量の9割を補償し、基準収穫量の1割を超える減収があったときに、共済金を支払う方式です。

※農家の選択により基準収穫量の8割、または7割を選択することができます。

その他

分割評価

通常行う肥培管理や防除等をせず発生した被害の場合、分割評価基準に基づき、減収量から差し引きます。

損害防止事業

NOSAIでは、加入農家の被害未然防止を目的に、薬剤等の配布を行っています。

加入方式		減収総合短縮方式	特定危険方式（令和3年産までで廃止）
項目		半相殺方式	半相殺方式
		農家ごとの類区分ごと	農家ごとの類区分ごと
補償・支払いの単位	農家ごとの類区分ごと	農家ごとの類区分ごと	農家ごとの樹園地ごとの類区分ごと
共済責任期間	その年の発芽期から収穫期までの約7～8ヶ月間		
共済事故	すべての自然災害および病虫害・鳥獣害・火災	加入方式により定められた災害のみ	
加入資格	類区分ごとに5アール以上の栽培面積があること（栽培面積が5アール未満の類区分に属する果樹は加入することができません）	類区分ごとに5アール以上の栽培面積があり、合計の栽培面積が20アール以上ある農家で、5年以上の栽培経験があること	
標準収穫量	品種・樹齢等に応じて計算された、標準的な収穫量		
共済金額（補償額）	$(標準収穫量 \times 果実の1kg当たり価額) \times 農家が選択した付保割合$		
1kg当たり価額	県が実施する平均価額の調査結果を基に、毎年農林水産大臣が定めた金額		
付保割合	70・60・50・40%の中から農家が選択	80・70・60・50・40%の中から農家が選択	70・60・50・40%の中から農家が選択
農家負担共済掛金	共済金額 \times 共済掛金率のうち、国庫負担分（50%）を割り引いた金額が農家負担共済掛金となる		
共済率	農家ごとに過去の被害率を基に設定します。		
標準収穫量	共済金算定の基礎となる収穫量（今年度被害が発生しなければ期待できる収穫量）	園地条件・肥培管理等を現地調査し、標準収穫量を見直して設定	摘果終了後、基準着果数調査を行ない設定
損害評価	類区分ごとと品種ごとに収穫量を調査	類区分ごとと品種ごとに減収量を調査	樹園地ごとと類区分ごとと品種ごとに減収量を調査
損害評価の時期	品種ごとに収穫期前	品種ごとに収穫期前	品種ごとに被害発生の前および収穫期前
損害評価の方法	収穫期前に着果数調査・果実品質調査および果実重調査を行なう	収穫期前に着果数調査・果実品質調査および落果調整果数歩合調査、収穫期前に着果数調査および着果調整果数歩合調査を行なう	摘果前の被害発生時は、果実の損傷歩合調査、摘果後は被害発生の前度、落果数調査および落果調整果数歩合調査、収穫期前に着果数調査および着果調整果数歩合調査を行なう
損害割合の算出	$標準収穫量 - (収穫量 + 分割減収量) = 減収量$ 減収量 \div 標準収穫量 = 損害割合	$(減収量 - 分割減収量) \div 標準収穫量 = 損害割合$	$(減収量 - 分割減収量) \div 標準収穫量 = 損害割合$
共済金の支払開始損害割合	類区分ごとに損害割合が30%を超えた場合	類区分ごとに損害割合が20%を超えた場合	樹園地ごとの類区分ごとに損害割合が30%を超えた場合
共済金の算定	損害割合に対応する加入方式別の支払割合を共済金額に乗じて算定		